

## 武家権門の成立と西国領主

——伊予国の事例から——

はじめに

近年、在地領主制の発達史上に及ぼした地域的個性（とくに「東国」と「西国」の差異）に着目した議論が深まりをみせてきた。中でも、鎌倉武士のもつ戦士の側面を重視し、これを東国社会の特質と結び付けて理解しようとする見方が大きな潮流となっている。入間田宣夫氏の研究に代表されるように、鎌倉幕府は平将門や奥州藤原氏などの遺産を継承した東国の武人政権と捉えられ、幕府支配の全国的拡大とともに、東国武士団の勢力が西国にも浸透していく点が強調されるのである。<sup>(1)</sup>

一方、西国土着の武士団は平安末・鎌倉初期の内乱過程で没落し、地頭として入部・君臨する東国武士団の下で雌伏を余儀なくされたという。とくに西国の有力在庁層の場合は、幕府による排斥が強調されることが多く、守護・地頭制は彼らの廃墟の上に占領軍政の強圧によってかたづけられたとする理解が示されるのである。しかし、西国領主の抑圧・排除が果して幕府の基本政策によるものとみることができるとかどうかが、十分な検討を要するところであろう。伊予の河野氏や周防の大内氏など

のように、鎌倉期以後も一定の勢力を維持しつづけた西国領主も少なからず存在しているからである。

西国の武士団の多くは、「純粹な武装集団たりえず、荘園制的社会関係の複雑な網の目の一環として存在していた」とされる。<sup>(2)</sup>しかし、そうした西国領主のあり方を西国社会の特質と十分かかわらせて捉えようとする研究は、なお立ち遅れている。もちろん、一口に西国と言っても地域的にはかなり多様であり、畿内及びその近国から九州に至るまで、それぞれの地域固有の社会秩序のあり方に十分留意しながら考察されなければならぬことは言うまでもない。とりわけ、従来から生産力水準に対応して試みられてきた畿内近国地域・中間地域・辺境地域といった地域区分はなお有効性をもちうると思われ、単純に東国と西国という対比だけで中世社会の特質が説明できるものではあるまい。

本稿では、以上の点を念頭に置きながら、西国領主の存在形態と鎌倉御家人制への包摂過程について考察を進める。分析の対象とするのは、西国領主の根強い勢力がみられた伊予国である。当国は、内海交通や九州支配などとかかわって権門体制秩序と深く結びつくとともに、いわば

川 岡 勉

（日本史学研究室）

西国社会の周縁部に属して東国とも共通する側面を有していたと考えられる。この国の在地領主層の動きを、とくに平氏政権から鎌倉幕府支配の確立に至る武家権門の成立過程の中に位置づけながら分析していくことにしたい。

### 一、平氏政権と国衙在庁

従来、平安末期の伊予地域史については、河野氏と新居氏を中心とする在地領主相互間の競合関係を基軸に捉えようとする研究が有力である。確かに、いわゆる「大開墾の時代」を背景にして、郷司レベルの新興の領主層が国衙在庁における中心的なメンバーになっていた。新居郡から越智郡にかけて東予一帯に別名を獲得していった新居氏、風早平野南部の河野郷を拠点に開発を進めた河野氏、越智郡高市郷を名字の地としながら道後平野南部の伊予郡に進出した高市氏などである。彼らは、それぞれの領主権の維持・拡大をはかり国衙に結集していくのである。<sup>(5)</sup>

治承・寿永の乱の勃発にあたり、伊予においていち早く平氏に叛いて挙兵したのが河野氏である。『吾妻鏡』治承五年閏二月十一日条には、「伊予国住人河野四郎越智通清、為反平家、率軍兵、押領当国之由、有其聞云々」と記されている。河野通清は、河野郷を拠点とする開発領主として台頭し、伊予国衙に進出して在庁内にある程度の勢力を有するに至っていた。その反乱を軽視できないとみた平氏は、「平家使」阿波民部成良をはじめ阿波や備後の平氏与党を伊予に入国させて鎮圧をはかった。『吾妻鏡』養和元年九月二十七日条に「民部大夫成良為平家使、乱入伊予国、而河野四郎以下在庁等、依有異心、及合戦、河野頗雌伏、是无勢之故歟云々」とあるように、平氏方は河野氏をはじめとする在庁官人層と合戦に及んだ。『吉記』養和元年八月二十三日条に「伝聞、伊予国在庁川名大夫通清被誅伐云々」という記事がみられるように、まもな

く通清は討ち取られたらしい。『平家物語』は、通清が「道前・道後の境、高直城」で戦死したと伝える。高繩（直）域は、道前と道後の境に位置する高繩山の山麓付近を指すものとみられ、河野氏が開発領主として成長した本拠地にあたる。

通清の戦死後、子息通信は母方の親族であった安芸の沼田氏のもとに身を寄せていたようであるが、まもなく伊予に帰国して反平氏活動を再開させる。とくに注目されるのは、兵船を率いての活動である。元暦二（一一八五）年二月、「平家追討使」として四国に渡海した源義経は、讃岐の屋島に本陣を置いていた平氏方を急襲し、ひきつづき隣接する志度に出兵して平氏を撃退する。この志度合戦に河野通信が三十艘の兵船を粧して義経方に参陣したことが、『吾妻鏡』元暦二年二月二十一日条にみえている。さらに、三月二十四日の壇ノ浦の合戦に通信が百五十艘の兵船を引き連れて義経方に加わったことは、『平家物語』の伝えるところである。百五十艘という数字はともかくとして、通信の兵船を率いての活動は事実とみてよい。『平家物語』等で知られる限り、河野氏の活動は伊予を中心としながら讃岐・備前・備後・安芸・長門にまで及ぶ広範囲なものであった。

当時、船舶や水夫の徴発権、海上航行に関する支配権を握っていたのは、諸国の国衙であったとみられる。例えば、壇ノ浦に向かう義経に周防の在庁船所五郎正利が当国舟船奉行として数十艘の船を献上したことは、『吾妻鏡』三月二十一日条に記されるところである。こうした点から考えて、河野氏の活動も基本的に国衙在庁を中心に編成されていた水軍力の掌握を前提とするものであったとみてよからう。河野氏は、国衙を制圧することにより、兵船を率いた活動が可能であったと思われるのである。

河野氏が挙兵した理由については、いくつかの説が提示されている。

これまで有力であったのが、国衙支配及び在地支配をめぐって武士団の競合関係を説く見解である。すなわち、平安末期の河野氏はとくに有力な在庁新居氏との間で国衙・在地支配をめぐって競合関係にあり、これが河野氏を反平氏方に駆り立てた基本要因であったとするのである。<sup>(6)</sup>その根拠として、元久二(一二〇五)年閏七月の日付をもつ関東下知状(以下、「元久下知状」と略称する)と鎌倉後期に作成された『与州新居系図』とが両氏の勢力分布を推測する手がかりとされてきた。伊予国の中央部にあたる越智郡から伊予郡にかけての一带が河野氏の勢力範囲、これを挟んだ越智郡以東と道後平野南部が新居氏の勢力範囲とされ、平安末には両勢力が対峙する形にあったとみなされているのである。

しかし、こうした理解にはいくつかの問題点が指摘できる。一つは、新居氏の動静に関する問題である。近年、久葉裕可氏は『与州新居系図』等の分析を通じて、同じ一族から分かれた新居氏(為成流)と高市氏(国成流)を峻別して捉えるべきだとする見解を提示している。<sup>(7)</sup>久葉氏によれば、伊予における平氏方として河野氏と戦ったのは高市氏の方であり、新居氏はむしろ河野氏と同盟の関係にあったとされる。これは、新居氏一族との競合関係を河野氏拳兵の主要因としてきた理解に対して再考を迫るものであろう。

もう一つは、河野氏の勢力範囲を示すとされた「元久下知状」の評価にかかわる問題である。そこに記された文言をみる限り、これは河野氏が守護に代わって国内武士に御家人役勤仕を命じる権限をもつ範囲を規定したものであって、新居氏に對抗する河野氏武士団の分布を示したものであるのではない。しかも、この下知状に記された日付は、治承・寿永の乱終結後、二十年以上も経たものであって、ここから乱時の河野氏勢力を推定するのは無理が多い。平安末期の伊予においては、高市氏や新居氏一族が多くの子部職を掌握する形で国衙支配体制が展開していた。河野

氏が反平氏方として拳兵した時点において、「元久下知状」に示されたような領域支配を成し遂げていたとは考えにくい。とくに、高市氏の勢力の強い道後平野南部にまで河野氏が勢力を扶植しえていたとは思えない。河野氏と源氏の特別な縁故関係を説く見方などに比べてはるかに説得的である。しかし、当該期の地域支配秩序のあり方を考える上では、在地領主層のレベルに視野を限定するだけでは十分であるまい。何よりも注意すべきなのは、この時期がまさに在地領主層を独自の基盤とする武家権門の成立期にあたっていることである。それによって、中央における権門間の秩序と各地域における在地秩序とが相互に結び付いて大きな変動がもたらされることになる。地域支配秩序の構造を中央政界の動きや平氏による国衙支配のあり方と連動させて捉えていく視点がとくに必要であらう。

この時期、武家権門として最初に生まれるのが、瀬戸内地域を中心に勢力を伸ばした平氏である。平氏は、瀬戸内海沿岸諸国の国司を歴任して西国国衙をおさえるとともに、朝廷の命により近海の高市氏の鎮圧にあたっている。その結果、海賊や西国領主層が次第に平氏に組織化されていくことになる。平清盛は、後白河院と緊密に結び付きながら、国政に対しても発言力を高めていくのである。

(編纂書)

「御外題 平中納言殿御沙汰」

「正月廿□到来」

「下 留守所」

任度々下知、早可免弓削鳴課役之状如件

志岐守藤原朝臣(花押)「能盛」

伊予国弓削嶋住人等重解 申進 申文事

請賜重御庁宣、被免除国衙課役子細愁状

右、謹検案内、就今度之解状旨、所被成下之御外題并御教書等、即令触申両目代之處、道前之方御目代、愁以乍取籠件御教書等、不放<sup>施</sup>行之符、一切無承伏、還阿党之趣掲焉也、如前付跨了使於当嶋、被譴責不廻踵、已失為方畢、凡兩度之費不可勝計也、逃散之基、何以如之哉、望請 恩裁、早被成下重御庁宣、令免除国役者、将知兩度之御外題不空、仍勅子細、以解

長寛二年十二月 日 弓削嶋御庄住人等

この史料は、伊予国弓削島莊の住人らが国衙課役の免除を求めて提出した解状である。留守所に宛てて課役免除を命じる外題をすえた壹岐守藤原能盛は、平氏の政所別当として平氏による諸国国衙支配に深くかわった人物である。端裏書に「平中納言殿御沙汰」と記されていることにより、平氏家人の能盛は平清盛の指令で動いていたことが分かる。ここから、長寛二（一一六四）年当時、伊予が平氏の知行国であったことが判明するのである。なお、この史料で注意されるのは伊予を東西に二分する道前・道後という行政区分の存在である。弓削島莊の住人たちは、「両御目代」のうち「道前之方御目代」が課役免除の御教書等を取り籠めたまま施行の符を放たなかったと非難しており、道前・道後それぞれに目代がいたことが知られるのである。

鳥羽院政期には院分国であった伊予が、いつ平氏の知行国となったかははっきりしない。しかし、既に平治元（一一五九）年十二月に清盛の嫡子重盛が伊予守に、ついで応保元（一一六一）年からは平氏に近い藤原邦綱が伊予守に就任していることから、平治元年十二月に起きた平治の乱直後であった可能性が考えられよう。<sup>104</sup> 平氏が国政の中枢部に進出す

る画期となったとされる平治の乱は、平氏による伊予国支配の出発点でもあったのである。

伊予の知行国主はその後、永万元（一一六五）年に藤原基房、ついで藤原経宗へと交代している。しかし、この頃の伊予守にも、平徳子の家司職（政所別当）に就任した藤原親信のように平氏と関係の深い人物がいる。また同じ時期の目代安倍資良も、後院の預として後院別当平重盛と密接な関係にあった。さらに、安元二（一一七六）年に平維盛が伊予権介に、治承四（一一八〇）年には平清経が伊予介に、養和二（一一八二）年には維盛が伊予権守に、それぞれ就任している。

平氏の国衙支配の方式は、他の貴族層と異なり、在庁官人のうちの有力者を自己の家人に組織して国衙の実質的把握をはかろうとする積極的なものであったとされる。<sup>105</sup> 平氏による伊予国衙支配の詳細は不明であるが、後述する通り、同様の動きは伊予の場合でもうかがえるところである。こうした国衙官人層の家人化を通じて、平氏は知行国主でない時期においても国衙への影響力を保持することができた。以上のように、平治の乱以後の伊予では、平氏及び平氏との関係の深い諸勢力により国務が遂行されていたとみてよからう。

一方、国衙とやらんで平氏による在地支配の基盤となったのが荘園である。平氏は、とくに院領荘園の支配を通じて権限を拡大させたと思われる。伊予においては、やはり院領荘園であった喜多郡の矢野保が清盛の異母弟である頼盛の支配下にあったことが確認される。<sup>106</sup> また、同じく院領荘園である弓削島莊では、藤原邦綱の娘で平徳子の乳母であった綱子が領家となっており、平氏勢力のかわり知られる。

さて、治承三（一一七九）年、清盛が後白河院を鳥羽殿に幽閉し、院の近臣三十九人が罷免されるという事件が起きる。これ以前、伊予は十年余り後白河院の分国となっていたのであるが、このクレーターの結果、

院による伊予国支配は停止され、院の寵臣であり伊予守であった高階泰経もその地位を追われた。代わって藤原邦綱が知行国主となったとみられ、藤原隆成が新国守に補任されている。<sup>103</sup> しかしまもなく、源頼朝を中心とする反平氏勢力の挙兵や傀儡としてかたがれていた高倉上皇の死などによって平氏の孤立化が深まる中で、平氏は後白河の政界復帰を認めざるをえなくなる。養和元(一一八一)年、伊予は再び院の分国となる。伊予守には高階信章が就任し、ついで同泰経が復任している。

以上に述べた通り、伊予国衙の支配は中央政界における権門間の秩序の変動と結び付いて激しく揺れ動いていた。こうした状況は、伊予国内の在地領主層に深刻な動揺をもたらさざるをえない。近年の久葉裕可氏の研究によって、伊予の国衙在庁において平氏与党の中心的存在と考えられるのは高市氏であることが明らかになった。高市氏は、『与州新居系図』にみえる越智為世の四人の子息のうち国成の流れをくむ一族である。この系図には、国成の孫である高市盛義が「太上入道清盛鳥帽子子」であったと記されている。盛義の「盛」字は、清盛の偏諱を受けたものであると思われ、高市氏と平氏は擬制的親子関係で結ばれていたのである。また、盛義の息子である清義については、「武者所 本滝口」という記載がみられる。清義は、平氏とのつながりによって、禁中の滝口や院の武者所に勤仕していたものであろう。同一人物とみられる「武知の武者所清教」が、一ノ谷の合戦で平氏方として活動していた有様は『平家物語』によって知られるところである。さらに史料の価値は劣るものの、『子章記』や『予陽河野家譜』には、若年より平氏に仕えていた高市秀儀(則)が源氏方に伊予郡の三谷館を襲撃されて自害した記事がみえる。このとき秀儀の父俊儀(則)は、同郡吾河館から逃亡して鷲小山城に楯籠り、ここでも敗れて讃岐方面に逃亡したという。

以上の記述は、いずれも高市氏と平氏との密接なつながりをうかがわ

せるものである。伊予市の名勝・五色浜には、平氏の五人の姫君が身を投げたとする伝説が残されているが、これも高市氏一族にかかわって伝えられたものであろう。伊予郡から山間部の浮穴郡・喜多郡にかけての地域には、このほかにも平氏に関連した伝説が少なからず残されている。<sup>104</sup> 高市氏の伊予郡への進出、伊予郡における荘園化の進行は別稿で触れたが、その背景に高市氏と平氏との関係を想定することも可能である。<sup>105</sup>

一方、久葉氏が高市氏と峻別すべきことを強調した新居氏の場合、惣領盛信の女子が河野通信の室となっていたことが確認される。<sup>107</sup> ここから久葉氏は、新居氏はむしろ河野氏と同盟を結んで高市氏に対抗したものと解するのである。新居氏と高市氏が区別して捉えられるべきだという点は、確かにその通りであろう。けれども、新居氏と河野氏の間で通婚関係が認められるからといって、新居氏が河野氏に従って反平氏方に加わったということには必ずしもならない。この頃、たしかに姻族結合が社会的に大きな意味をもっており、舅と甥の関係は密接でしばしば軍事的にも同一行動をとっていた。しかし同時に、舅と甥は決して一方的な包摂関係では捉えきれず、それぞれの行動を決定する上では双方の裁量によるところが大きかったことも指摘されている。<sup>108</sup> 当時にあつては、在庁官人相互の間で網の目のような通婚関係が結ばれるのはごく一般的な現象であり、『与州新居系図』にも新居・河野・日吉・紀・別宮氏などの間で婚姻例が認められる。河野通信が新居盛信の女子を妻としたのもその一つであるが、当時の勢力関係からみれば、むしろ河野氏が優勢な新居氏に対して結び付こうとしたものと読み取るべきであろう。結局、新居氏の動きは、それ自体独自に考察されなければならぬ。

治承・寿永の乱における新居氏の動静をうかがわせる史料は、残念ながら乏しい。『平家物語』には「新井武智か一族を始として皆河野に随」<sup>109</sup> ったとする記事がみられ、河野氏による国内制圧の過程で新居氏や高市

氏の一族内部に反平氏方に立つ者が現れた可能性は否定できない。しかし、同じ『平家物語』には逆に新居氏が平氏方として参戦した記事も見いだされるのであり、新居氏が反平氏方に立った積極的な証拠とはなりにくいであろう。少なくとも新居氏による主体的な反平氏活動は確認できない。

『与州新居系図』によれば、国成流の高市大夫、頼成流の小千大夫、為成流では新居大夫・周布大夫・拝志大夫・高橋大夫・英多大夫・嶋山大夫などいずれも「大夫」を称する者たちが兄部となっており、彼らは国衙における分課的「所」の行政を分掌することによって国衙の共同支配を主導していたものとみられる。高市氏の嫡流Ⅱ「高市大夫」の立場にあった盛義が清盛の烏帽子子であったことは前述したが、同じころ新居氏の嫡流Ⅱ「新居大夫」であった盛信についても、その名乗りが清盛の偏諱をうけたものであった可能性は高いように思われる。そして、高市大夫盛義と新居大夫盛信を最後に、それぞれの子孫たちは再び兄部を称することはなかった。これは、どちらの系統も治承・寿永の乱以後、国衙在庁から後退していったことを物語るものではないだろうか。以上のことからみて、高市氏と同様、新居氏もまた基本的には平氏方に立っていたとみた方がよからう。

高市氏一族では、禁中の滝口や院の武者所に勤めていた者、あるいは国衙の軍事力を構成した国侍の存在が確認される。また新居氏については、久安六年九月十六日付弓削島莊百姓等解にみえる「健児所史官俊清朝臣」がその一族であった可能性が指摘されている。<sup>99</sup> こうした国衙軍制の担い手であった諸氏を中心に、平氏による家人化が展開していたのである。彼らの存在を基礎に、伊予は平氏の重要な拠点とされた。『玉葉』寿永二（一一八三）年閏十月十三日条には、主上と劍璽を乗せた平氏の女房船が伊予国に在るとする風聞が記され、また、同元暦二（一一八五）

年三月十七日条には、屋島を逃れた平氏が伊予の五々島（興居島）に在るといふ風聞が書き留められている。そうした風聞がささやかれるほど、伊予は平氏との関係が深かったのである。

ところが、高市氏や新居氏などが平氏とともに各地を転戦している最中に、河野氏が伊予で挙兵するのである。河野氏の挙兵の事情を具体的に示す史料は残されていない。『予章記』や『予陽河野家譜』などでは、河野氏は古くから源氏と密接な関係にあり、そのため相伝の所領を平氏により奪われていたことが挙兵の要因とされているが、決して信憑性のある説とはいえない。そもそも、河野氏が当初から平氏勢力に敵対的であったとみるのは現実的ではあるまい。この点で、平治二（一一六〇）年に河野親清が後白河院の宣旨により伊予の国務職に任じられたとする『予章記』の記事は興味深い。史料制約については十分注意しなければならぬが、この記事は河野氏が初めて国衙在庁と具体的な関係を結んだことを示すものではなからうか。平治二年と言えば平治の乱の直後であり、平氏がこの乱における勝利を契機に伊予支配を開始したとみられることは前述したところである。ここからは、河野氏の在庁進出もまた、後白河院―平氏との関係を背景とするものであったことが予想されるのである。それでは、河野氏は何故平氏に叛いたのであろうか。

この点で留意されなければならないのは、平氏の家人制度がなお不徹底で未成熟なものであり、在地領主層全体を自己の権力下に完全に編成するものではなかったという指摘である。そうした中で急激な系列化の進行や戦乱への動員は、むしろ国衙に結集した在庁官人相互間の軋轢を増大せしめることになりかねない。<sup>100</sup> それが国衙内部の分裂を生み、ついには反平氏活動を引き起こすことにもなる。本来は平氏に敵対的ではなかった一族も、平氏家人以外の在地領主層が疎外されれば、次第に不満が醸成されていくはずである。国衙内に生まれた反平氏勢力は、平氏へ

の對抗から源氏に加担していく道を選ぶことになる。

角重始氏は、平氏政権下における瀬戸内海地域の動向を二つの道の對抗として描き出そうとしている。<sup>22)</sup> すなわち、積極的に平氏と結びつくことで勢力を一層伸長させるか、あるいはそれとの對抗上源氏に加担していくか、である。前者の道を選んだ安芸の佐伯景弘・沼田五郎、備後の奴可入道、長門の厚東氏に対し、後者の道を選んだのが安芸の葉山城頼宗、周防の大内氏、伊予の河野氏であったとされる。もちろん事態は単純には論じられまいが、治承・寿永の乱が開発領主として台頭してきた国衙在庁層に大きな選択を迫るものであったことは事実であろう。

平氏の瀬戸内海進出から治承・寿永の乱を経て鎌倉幕府支配の確立に至るまでの過程で、平安末期の西国社会において形成されていた地域支配秩序は大きく再編されることになる。何よりも、地域支配秩序がそれまで以上に緊密に中央の政治状況と結び付けられることになった。それは、在地領主層を独自の基盤として組織していった武家権門の成立と密接にかかわっている。独自に地域支配を展開しえないこの段階の領主制の脆弱さが、在地領主層を武家権門への結集に走らせることになる。

もちろん、在地支配や国衙支配の確保・維持こそが在地領主層の行動を基礎づけるものであったはずである。けれども、彼らの行動に火を点け、相互の競合関係を伴いながら進んで全国的な内乱に加わらせたものは何であったかといえ、やはり武家権門との結合というモメントが大きかったであろう。平安末期の伊予も平氏知行国と院分国との間を揺れ動いており、まさに中央権門相互間の確執にまきこまれる過程で在地領主支配が形成されていった。そうした事情が在地領主層の動静を大きく左右することになったのである。

## 二、郡地頭制の展開

治承・寿永の乱における平氏の滅亡は、伊予の支配体制に大きな変動をもたらすことになる。乱後、伊予は頼朝の知行国とされ、平氏討滅の最大の功績者である義経が国守に任じられるのである。

義経は前年来、京・畿内において西国武士の組織化に努めていたが、頼朝が義経の任官申請を許容しなかったことよって、乱中から両者の確執が表面化していた。頼朝の許しのないまま左衛門少尉に就任した義経の処遇は、頼朝にとつて十分な注意を要する問題であり、義経を「平家追討使」とするのを猶予したほどであった。<sup>23)</sup> しかし間もなく、「為追討使、二人舎弟義範頼蒙、院宣訖、爰頼朝參州入九国之間、可管領九州之事、義経廷尉入四国之間、又可支配其国々事之旨、兼日被定」とあるように、源範頼と義経は院より「平家追討使」（「朝敵追討使」）に任じられ、それぞれ九州と四国において国々を管領すべきことが定められている。<sup>24)</sup> 周知のとおり、その後の義経の「平家追討使」としての活動ふりはめざましく頼朝もその功は認めざるをえなくなる。「義経朝臣官職事、於以前者、二品頻雖被領申、至今度予州事者、去四月之比、内々被付泰経朝臣畢、」とある通り、以前は任官に反対しつづけてきた頼朝も、平氏滅亡の直後、文治元（一一八五）年の四月頃に、ついに義経の伊予守就任に同意したのである。<sup>25)</sup> しかし、このあと両者の関係は険悪となり、鎌倉入りを求めて許可されなかった義経は、分賜されていた平家没官領も取り上げられて帰京することになる。

予州下向御使事、至干今者更々不可有其煩候也、此子細皆令下知候了、  
随又在国輩（在カ）不候也、恐惶謹言、

六月廿八日 左衛門（少）尉義経奉

この史料は、帰京直後の義経が、伊予に所在する荘園支配再建のために八条女院から派遣される使者の安全を保証したものである。石井進氏は、正式に伊予守に就任する以前から義経が鎌倉方の伊予の軍事指揮官として活動していたことを示すものと解されている。当時の義経の立場を勘案するならば、彼は頼朝から自立的な立場で管内の「在国輩」に對する支配権を行使していこうとしたのであろう。この権限は、前年に院から「平家追討使」に任じられて、とくに四国諸国を管領すべきものとされたことに由来するのかもしれない。義経が朝廷から正式に伊予守に任じられたのは八月十六日のことであつた。義経のこうした自立的な動きに對して、頼朝は早急な対応を迫られることになる。

当時、頼朝の知行国であつた相模・武蔵・伊豆・駿河・上総・信濃・越後・伊予の八カ国のうち、伊予が西国における唯一の知行国であつたことは注目される。その背景には、伊予国衙を支配していた平氏与党勢力の没落という政治的事情も関連していたのかもしれないが、とくに清和源氏と伊予国との古くからの由緒が想起されよう。源経基・満仲からはじまって、頼信・頼義・義家・為義・義朝、そして義仲・義経に至るまで、源氏の棟梁の中には伊予守に就任した者が数多い。西国においては、彼らの本貫地であつた河内や摂津を除けば、伊予が唯一の国守任官国であつたと言えるほどである。河野氏の挙兵が源氏と関連づけて語られるのも、あながち理由のないことではなかつたのである。

頼朝知行国となつた伊予では、地域支配構造の再編が急速に推進されることとなる。とくに注意されるのが、『玉葉』文治元年十一月三日条にみえる「適所浴恩之伊予国、皆補地頭、不能国務」という義経の発言である。この発言は、頼朝に叛旗を翻すに至つた義経が、謀反の理由を列挙した中で第一に挙げたものであつた。ここから、頼朝の設置した地頭によって自らの国務が妨げられたことについて、義経が強い恨みを

抱いていたことを知りうるのである。

ここで言う文治勅許以前の「地頭」が何を指すかは問題となることである。これをめぐって、国衙支配の一部としての郡家の機能を継承した郡地頭とみる石母田正氏と、国衙機構に深いかかわりをもつ鎌倉殿勸農使や一國地頭職に類似した職務と捉える田中稔氏との間で解釈が分かれている。<sup>329</sup>「皆」とあることからすれば、田中氏のように勸農使や一國地頭職を想定することは適当でなからう。近年の研究成果を勘案するならば、筆者はここで言う「地頭」とは基本的に郡地頭を含む国衙領における謀反人跡地頭及び本領安堵地頭とみなすべきだと考える。<sup>330</sup>

頼朝は、とくに寿永二(一一八三)年の志太合戦を契機に、広く謀反人跡地頭を補任していったとされる。<sup>331</sup>例えば、平安末期まで常陸大掾平氏一族の手中にあつた常陸南郡郡司職は、この合戦の結果没収されて下河辺政義に南郡地頭職が与えられている。<sup>332</sup>翌年、南郡地頭は国役賦課をめぐって国衙と対立を引き起こしている。常陸国では、謀反人跡に設置された郡地頭が国務の妨げとなる事態が生じていたのである。こうした謀反人跡地頭の設置は、荘園支配権が強く国衙の自立性も高かつた西国では決して容易ではなかつたようである。しかし、文治元年六月、平氏本貫地として平氏関係の所領・家人が多く存在していた伊勢の事例を突破口に、漸次西国諸国にも及ぼされていった。

伊予においても、平氏の滅亡に伴いその与党であつた有力在庁や郡郷司層が没落し、彼らの保持していた所領が没官措置をうけたと考えられる。没官後はいちはやく謀反人跡地頭が設置され、一方でこれと並行して本領安堵地頭職が形成されていく。<sup>333</sup>とくに、当国は国衙領の占める比率が高かつたとみられ、国衙領地頭が多かつたことが指摘されている。<sup>334</sup>こうして、頼朝がやむなく認めざるをえなかつた新国守義経の国務遂行を牽制する体制がつくられた。<sup>335</sup>義経の伊予守としての活動は、西国

においてはごく早い事例となる地頭の設置を通じて、頼朝による厳しい制約のもとにおかれていたのである。

このとき、具体的に誰をどこの地頭に補任したものは不明である。『予章記』からは河野通信が義経没落以前に喜多郡を得ていたことがうかがえるが、それが事実とすれば文治勅許以前の地頭の具体例と言つてよいかもしれない。前述した義経による「在国輩」への支配権に対抗して、頼朝の側も「在国の輩」を積極的に組織していくことが至上命題であつたはずである。いちはやく進められた地頭の設置がそれを主眼とするものであつたとすれば、このときの地頭には在来の領主層がかなり含まれていたと考えられよう。こうした事情が河野氏をはじめとする在来勢力の温存にもつながることになる。

さて、文治元年十一月七日、頼朝に背いて京から逃亡した義経は伊予守を解任されることとなる。これに伴つて伊予は、頼朝の知行国からはずされたようである。十二月六日の頼朝奏状によれば、伊予は右大臣九条兼実の知行国とすべきことが奏上されている。<sup>(36)</sup>同時に、頼朝は兼実に対して「諸国莊園、平均可尋沙汰地頭職、きことを伝え、ついでには、雖伊予国候、不論莊公、可成敗地頭之輩候也」と申し述べた。<sup>(37)</sup>この書状は、文治期の地頭の性格を考える重要な手がかりとして著名な史料である。旧平氏与党勢力の残存に加え、義経・行家の逃亡という内乱継続状況において、「地頭之輩」の成敗を通じて治安維持をはかる必要性が示されている。<sup>(38)</sup>こうして、頼朝と親密な関係にあつた兼実の知行国支配のもとで、伊予における地頭制が展開していった。「吾妻鏡」建久六年十一月廿五日条には「伊与国越智郡被停止地頭職、是殿下依可令領掌給也」とあり、伊予国衙の所在郡である越智郡については郡地頭が停止されていた。これは、やはり郡地頭の存在が国務の妨げになる面をもつていたからに違いない。

前述した通り郡地頭の特質にいちやく注目したのは石母田正氏であるが、伊予の地域支配秩序を考える上で、郡地頭のもつ意義はたしかに大きかつたと思われる。石母田氏によれば、郡地頭は郡を知行の対象として郡司的支配が領主的支配に転化した面をもつが、同時にその権限は私領主的・荘官的な権限とは異なり国衙支配の一部としての郡家の機能、郡司の統治権を継承する一面をもつていた。<sup>(39)</sup>

平安末期の郡郷制の再編以後、一般的に郡は郷や別名に分解する方向を辿りつつあつたが、国衙領の構成は各地域によりかなり異なつていた。東国では郡的レベルがな基本的単位であり、中でも郡機構が強烈に残つていたのが奥州である。ここでは郡地頭が強力かつ多様な権限を担つていたことが特徴的である。これに対して、西国では郡地頭制の展開は顕著でない。入間田宣夫氏の研究では、奥州から鎮西に至るまで郡地頭が予想以上の広範な分布を示していたことが指摘されるが、東国や九州と比べ西国における郡地頭の少なさは否めないところであろう。<sup>(40)</sup>畿内及び山陽・山陰・南海道の諸国では、安芸・周防・長門・伊予・土佐の五カ国に見いだされるに過ぎない。ただこれら五カ国が、西国周縁部にあたる西瀬戸内海地域を中心に分布していることは注目される。

とくに、安芸・周防・伊予の三カ国では、郡地頭の基盤として「本郡」なる名辞が共通して見いだされるのは興味深い。本郡とは、郡郷制の再編によつて律令的な郡一郷というタテの系列が崩れ、郷が自立して直接に国衙と結び付くようになった段階で、郡務担当者に残された部分と考えられる。<sup>(41)</sup>もとの郡があえて本郡と称されたところに、西国における郡の解体の激しさが示されているとみることができよう。

安芸において確認される佐東本郡・安南本郡は、鎌倉初期まで在庁最高位の介として安芸国衙に君臨した在国司葉山城氏が、広大な在庁別名たる久武名などとともに保持していた中心的な所領であつて、いずれも

国衙周辺に位置していた。文治五年に葉山城氏が没落して以後、両本郡が守護領に包摂されていったことはよく知られている。周防においては鎌倉末期の周防国衙領の全容を示すとされる永仁二（一二九四）年十月十日付の北条実政施行状案に、都乃本郡・大乃本郡・周防本郡・吉木本郡・大嶋本郡が確認される。このうち大乃・周防の両本郡は令制の郡名を冠したものではないが、両本郡の所在した熊毛郡では郡務が二つの地域（大野・周防）を核として分掌されていたのであろう。伊予の本郡については、別稿で触れたように桑村本郡・越智本郡・風早本郡・和氣本郡・伊予本郡の五つが確認される。以上の本郡は、郡務を担当する主体すなわち本来は郡司層のちには郡地頭層の支配基盤となったものとみられる。

こうした郡司・郡地頭層と国衙とのかわりは地域によって異なるが、平安末期の西国では、郡司クラスの領主に代わって郷司クラスの開発領主層が台頭して国衙支配を主導するのが一般的な傾向である。伊予においても、越智郡司であった越智氏に代わって新居・高市・河野氏などの開発領主層が国衙の主導権を握ったとみられる。しかし西国周縁部の在地社会においては、郡規模のまとまり、あるいは郡司支配を受け継ぐ諸権限がお一定の比重をもって存在していたことも事実であった。そこに、郡司・郡地頭層が勢力を保持する社会的条件が存在していたのである。新国守となった義経が嘆いたように、伊予では郡地頭を含む謀反人跡地頭の設置が頼朝の手によって強力に推し進められ、国務からの自立性を強めていった。知行国主兼実が越智郡の地頭職停止を求めたように、郡の自立性の高さは以後も国務にとってしばしば障害となったのである。

建久七（一一九六）年に九条兼実が失脚したあと、伊予の知行国主の座は内大臣源通親にわたり、ついで建仁三（一二〇三）年以後は代々西

園寺氏が世襲する体制が鎌倉末までつづいた。建保六（一二一八）年には、「新補地頭八人伊予国進発、每郡被補之」という『吾妻鏡』の記事が確認される。新補地頭の進発がどういふ背景で起きたものであるかは不明であるが、幕府が郡地頭を通じて伊予の地域支配秩序の掌握に努めていた様子を伺いうるであろう。

伊予国内においては、とくに国衙の所在地から離れた喜多郡や宇和郡・久米郡などで郡地頭の国衙支配からの自立性が強かったと思われる。これら三郡は、もともと九世紀以降の郡司制拡充地域であって、郡務の国務からの自立性は強かったとみられるが、鎌倉期以降も郡地頭の権限は強大かつ自立的でありつづけた。そして中世後期においても、喜多郡や宇和郡における郡知行権が地域支配構造を規定していたことについては既に論じたことがある。

喜多郡は、『予章記』によれば、当初は河野通信が拝領し、まもなく義経与同の科で没収されたあとには梶原景時に、さらに正治二（一二〇〇）年の景時誅伐後は宇都宮氏に与えられたと伝えられる。後年、伊予の守護となった宇都宮氏の一族が喜多郡地頭職をおさえていたことは確実な史料においても確かめられる。宇都宮氏は、府中に守護館を構えるとともに、喜多郡を重要な拠点として在地支配を展開していたのである。中世後期に至っても、宇都宮氏の郡知行権は守護支配からの自立性を維持しつづけていく。

宇和郡では、鎌倉初頭から郡地頭橘氏の支配が展開していた。これに對して、幕府とも関係の深い知行国主西園寺氏は、嘉禎年間頃、宇和郡を懇望して郡地頭橘氏との間で紛争を招いている。橘氏は藤原純友の乱以来の相伝を主張して郡地頭職の維持をはかるが、宇和郡の代わりに肥前国長島荘を宛行われることで郡地頭職の放棄を容認するのである。これにより、西園寺氏が郡の知行権を掌握し、宇和郡は中世の末に至るま

でその独自の支配領域として生きつづけるところとなる。

久米郡については、『予章記』では文治五年の奥州合戦の軍功により河野通信が拝領したとされる。のち、承久の乱により河野氏が没落した鎌倉中後期以降は、北条氏の一門金沢氏が久米郡地頭職を保持していた事実が確認される。金沢氏の久米郡支配については、山内讓氏の研究に詳しい。<sup>60</sup>弘安年間、金沢頭時が久米郡地頭職を有しており、郡内の良生名・国清名・野口保・下出作など所々の地頭代職を近親者や被官に分与していたとされる。金沢文庫文書の内に伝えられている年未詳の沙弥覚一書状には、「久米郡浄土寺八幡宮供僧稱覚・因幡房等、為訴訟令参入長老候、所被申候、頗不便事候、便宜之時者、長老へも可有御和議候歎、寺社近年破壊事、去年太森参入之時、粗申入候しと覚候、御哀憐候者、可為莫太御善事候歎、」と記されている。<sup>61</sup>当時、久米郡惣政所として地頭金沢氏の配下で郡務を担当していた沙弥覚一が、郡内寺社の破壊顛倒にかかわって寺社からの訴訟を金沢氏のもとにとりついでたものである。ここからは、郡地頭金沢氏が独自に郡内寺社の興隆をはかるものと期待されていたことがうかがえよう。後述するように、中世伊予国衙による寺社興行権は道前部に限られていたようであり、久米郡ではそれが郡地頭に担われていたのである。

入間田氏は郡地頭職の多くが有力な関東御家人によって占められていたことを強調されるが、伊予においては義経の国務を牽制するためにいちはやく地頭制が展開したという事情があり、在来の在地領主層も郡知行権を獲得することがありえたと考えられる。但し、開幕当初の河野氏や橘氏による郡知行も、次第に守護宇都宮氏一族・知行国主西園寺氏・執権北条氏一族らによる郡知行へと切り替えられていく。やはり、幕府支配を支える諸勢力が郡知行権を掌握することになるのである。鈴木国弘氏は、郡地頭職を守護の検断権を一郡規模で請け負うものと促え、郡

地頭は守護のもとで地頭御家人の統轄にあたり、守護とは別の立場から幕府を支える役割を果たしたとしている。<sup>63</sup>

しかし同時に注意すべき点は、郡地頭制が在地社会と無関係に東国からもちこまれたものではなかったということである。むしろ、伊予における地頭制が多く郡単位で展開するということも、それ自体、地域固有の在地状況を強く反映するものであったと考えられる。西国社会の周縁部に属するこの地域の社会構造を厳密に提示することは容易でないが、郡務の国務からの自立性、逆に言えば国務の限定性という側面を想定することは可能である。宇都宮氏や西園寺氏の勢力は、郡知行権を得て強固な在地支配を実現し、中世後期には郡レベルをおさえる国人領主へと転身することにもなるのである。

各地域ごとに形成されていた在地社会秩序の諸特質は、鎌倉幕府の守護・地頭制や御家人制の展開過程を多かれ少なかれ規定していかざるをえない。諸権門や国衙の支配権が複雑にからまり合い、国衙機構に依拠する形でしか御家人の認定を行えなかった西国諸国においては、尚更そうであろう。次章では、伊予における守護支配―鎌倉御家人制のあり方に関して、在地社会からの規定性を探っていくことにしよう。

### 三、守護支配と御家人制

鎌倉幕府の成立は国衙を中心として成り立っていた地域支配秩序の再編をもたらしこととなるが、とくに在地武士層が鎌倉殿の御家人制に組み込まれていったことは大きな変化である。但し、彼らが鎌倉御家人制に包摂されるプロセスは、地域によってかなり異なっている。一般に東国では、在地武士と頼朝との間で個別的な主従関係が結ばれていくが、その際に有力な層がそのまま守護に発展する場合が多い。これに対して、西国では国衙機構を媒介とする交名の注進により御家人に認定され

るケースが一般的であり、彼らを統轄する守護は外来の東国出身者が多い。地域支配秩序の改編にあたって、平氏与党であった在庁官人層は概ね排斥されていくことになる。伊予においては、平安末期の国衙支配の担い手であった有力在庁のうち、新居氏や高市氏は国衙から排除されその勢力が後退していったとみられる。一方、反平氏活動の中心であった河野氏は、鎌倉御家人となつて飛躍的にその勢力を拡大させていくのである。従来、鎌倉初期における西国武士の排斥が強調されることが多い。それは、東国と西国の差を強調する近年の占領軍政論において顕著である。もちろん、東国御家人の所領拡大要求に応え、平氏与党などの反抗的勢力を排除する課題は重要であつたろうが、西国武士の一般的排除が幕府の基本方針であつたとは一概に言えないのではないか。

そもそも、この時期に没落するのは西国武士に限らない。平氏に与同した下野の足利氏(藤原姓)、頼朝の東国制圧後に滅ぼされた志太義広や上総介広常など、東国武士の中にも鎌倉御家人に転身しそなつた一族は少なくない。常陸の佐竹氏なども平氏に与同して所領を没収され、文治五(一一八九)年の奥州合戦に参加して、ようやく鎌倉御家人となることができたのである。

一方、没落した西国領主の典型とされる安芸の葉山城氏の場合などは、奥州合戦への不参加こそがその要因であつた。奥州合戦については、頼朝自身による史上空前の大動員体制がとられており、それが「西国を中心とする各地域領主層への一大示威運動として展開されたもの」とする評価が定着しつつある。そこには、内乱期の主従制を清算して鎌倉殿のもとに再編・明確化するという、すぐれて政治的意味が込められていたのである。葉山城氏がこの合戦に参加せず途中で帰国したことに關して、『吾妻鏡』文治五年十月二十八日条には「自由之至也、無誠御沙汰者、自今以後、傍輩之所思如何云々」という梶原景時の言葉が載せられている。

奥州合戦が鎌倉御家人制の編成にあたり決定的な意義をもつものであつた以上、不参加者には徹底した制裁が待っていたのである。したがつて、葉山城氏の没落は単純な西国武士の排除方針ということから説明されるべきではあるまい。

逆に言えば、奥州合戦に参加した場合は、西国武士といえども鎌倉御家人制の中しつかりと位置づけられていくことになる。一般に西国武士の場合、安芸の葉山城氏が守護人武田信光から動員命令をうけ、美作の久世氏が守護人梶原景時作成の「軍兵注文」に入れられたように、守護人による動員をうけて参陣する形がとられた。参陣しなかつた葉山城氏が没落したのに対し、久世氏はこの合戦以来御家人役を勤仕する地位を得ることになる。一方、河野氏の場合はこれらとかなり様子が異なる。

『吾妻鏡』文治五年七月十九日条には、鎌倉より出発した一四四名の武士の名が列挙されており、この合戦の主要構成員の名が知られる。その大部分は東国出身者か、治承・寿永の乱以前から東国に下向していた者たちである。その中で、こうした経歴をもたないほとんどの唯一の西国武士と言えるのが河野通信である。平氏討伐に功を挙げた通信は、乱後に鎌倉に下向して活動していたとみられ、奥州合戦の勃発時には在鎌倉御家人として従軍することになるのである。西国武士としては異例なこうした活動ぶりが、以下に述べる河野氏の特別な待遇につながつたとみられる。

一般に、国内武士を御家人制に組織・統制するのは守護の担つた大きな役割である。ところが『吾妻鏡』建仁三(一一〇三)年四月六日条によれば、「伊予国御家人河野四郎通信、自幕下將軍御時以降、殊抽奉公節之間、不懸当国守護人佐々木三郎兵衛尉盛綱法師奉行、別可致勤厚、兼又如舊可相從國中近親并郎從之由、給御教書、平民部丞盛時奉行之、通信年来有鎌倉之処、適賜身之暇、明且可歸國之間、召御前、給此御教

書云々」とあり、河野通信は守護の管轄外にあつて独自に將軍家に勤厚を果すとともに、旧来通り国中近親・郎従を統率する権限を認められたという。河野氏は、その格別の奉公によつて西国武士としては守護に準じた異例の待遇を与えられていたことになる。さらに、それから二年後の元久二年の年記をもつ、次の関東下知状も伝えられている。

(花押)

(河野)  
通信相共候御家人交名事、

頼季 浅海太郎同  
舎弟等

光遠 新三郎

高房 田窪太郎同舎弟

兼恒 高野小太夫同舎弟

實連 貞詮房

山前権太 同弟

高久 十郎大夫

高盛 久万太郎大夫  
同舎弟

安任 江四郎大夫

高兼 日吉四郎同舎弟

頼高 別宮新大夫  
同舎弟

安時 三嶋大祝

遠安 藤三大夫  
同舎弟

紀六郎太郎

時永 寺町十大夫

忠員 寺町十郎

己上參拾貳人

右件御家人等、止守護所之沙汰、為通信之沙汰、可令勤仕御家人役也、

武家権門の成立と西国領主

但於<sup>致</sup>犯過之輩者、為通信之沙汰、可召進之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

元久二年壬七月、日

これは一章で触れたいわゆる「元久下知状」であり、東京大学史料編纂所に「河野通堯氏原藏文書」として影写本が残されるほか、「三島家文書」や「新出大山祇神社文書」に写が伝来し、さらに『吾妻鏡』や河野氏関係の家譜類にも文書が収録されている。諸研究によれば、この下知状自体は偽文書ながら、そこに記された内容、とりわけ三十二名の交名部分については当時の河野氏の勢力をうかがわせる手がかりとして十分利用しうるとされる。但し、前述したように、この史料から治承・寿永の乱時の勢力範囲を読み取るうとするのは無理がある。また、交名部分を利用しやすいからといって、列挙された人々を直ちに河野氏武士団と同一視するのも危険であろう。むしろ、平氏政権の崩壊後、幕府の西国支配の浸透に伴う地域支配秩序の再編過程の中に位置づけていく必要がある。

「元久下知状」の作成時期に関して、従来は鎌倉中・後期、とりわけ永仁の徳政令の適用をはかる三島大祝氏の意向による偽作とみる笠松宏至氏の説が有力であった<sup>57)</sup>。しかしこれに対して、近年石野弥栄氏は承久の乱後に河野氏が家人擁護の目的で偽作したとする説を提示している<sup>58)</sup>。史料の残存状況からすれば、たしかに河野氏による作成とみた方が説得的と言える。そうだとすれば、鎌倉前期における河野氏の保持した権限を知る手がかりとして、その史料の価値は一層高まることになる<sup>59)</sup>。

石野氏がとくに注目したのは、「元久下知状」に北条時政の精巧な袖判がすえられている点であり、ここから河野氏と北条氏との緊密な関係が指摘されるのである。河野氏の所伝によれば、通信は政所執事二階堂氏の娘を妻として息子通末をもうけ、一方で北条時政の娘を妻として通久以下の子女を得たという<sup>60)</sup>。一般に西国武士は東国武士との婚姻に対

して拒絶反応が強かったとされる中で、これは異例に属すと言えるけれども、前述した河野氏の活動や特別な待遇からみて、ありえないことではなかったとみられる。周知の通り、建仁三（一一〇三）年のクーデターにより源頼家を將軍職から引きずり降ろして以後、幕府権力は時政のもとに集中していった。元久二年閏七月二十日に失脚するまでの二年間は、時政が政所を掌握して幼少の將軍実朝に代行する活動を展開したのである。「元久下知状」に記された日付は、時政失脚の直前、彼の専權がピークに達していた時期にあたる。<sup>60</sup>河野氏の権限拡大の背景には、時政との深い結び付きが関係していた可能性が考えられる。

かつて八代国治氏が「元久下知状」を偽文書とした理由の一つは、この文書を引用した『吾妻鏡』が袖判を「將軍御判」としたことであった。<sup>61</sup>しかし、袖判が北条時政のものとするれば話は変わってくる。この時期には、時政ひとりが署判する下知状が將軍実朝の下文に代わって用いられていたことが明らかになってきている。<sup>62</sup>「元久下知状」もこれに符号するわけであり、時政が直後に失脚することを思えば、彼の署判が敢えて加えられている点は後世の偽作と断じるのに躊躇を感じさせる。しかし、袖判のケースは他に例をみないことも事実であり、本文書の価値についてはなお検討の余地が残されているように思う。

さて、「元久下知状」の歴史的意義を探る上では、『吾妻鏡』建仁三年四月六日条、すなわち河野氏が守護の管轄外にあつて独自に將軍家に勤厚を果し、さらに旧来通り「国中近親并郎従」を統率する権限を認められたこととのかかわりが問題になる。石野氏は、「元久下知状」にみえる三十二名の者たちは『吾妻鏡』の「近親并郎従」とほぼ同一実体の者とみなす。<sup>63</sup>そして、実際には非御家人であつた「近親并郎従」（散在・相伝の下人）の弱い立場を擁護するため、彼らを御家人だと強調する目的で「元久下知状」が作られたと解釈するのである。

しかしながら、「近親并郎従」であればその中核となるはずの風早郡内の領主が「元久下知状」にほとんど見当たらないというのは奇妙である。「元久下知状」に姿を現すのはむしろ東の越智郡や南の道後平野の領主たちが多く、宇野・忽那・別宮・三島大祝・橘・日吉・紀氏など河野氏から自立的性格を有する氏族もかなり含まれている。そして、宇野太郎頼恒・忽那家平など、明らかに御家人身分の者がいたことも指摘されている。<sup>64</sup>後年、承久の乱が勃発した際には、もちろん別宮氏・三島大祝氏のように河野氏に同調して拳兵したことが確認される一族もいるけれども、動静がはっきりしない者も少なくない。それどころか、宇野頼恒のように河野氏に敵対して戦つた者もみられた。<sup>65</sup>逆に、「元久下知状」にはみえないにもかかわらず、承久の乱では河野氏に同調した新居氏のようなケースもある。

このようにみえてくると、「近親并郎従」は三十二名の「御家人」と必ずしも同一の者たちとは言いがたいと思われる。河野氏が旧来どおり近親・郎従の統率権を認められたという事実が前提にあつたにせよ、やはり「元久下知状」は幕府により推進されつあつた鎌倉御家人制とのかかわりにおいて評価されなければなるまい。三十二名という数字が一国の御家人の数として決して不自然でなかつたことは田中稔氏の指摘する通りである。<sup>66</sup>そして、御家人の統率に関する権限であつたがゆえに、守護権限との管轄区分が問題になってくるのである。以上の点からみて、「元久下知状」は、河野氏武士団の勢力圏を示すものとみるよりも、河野氏が守護から独立して御家人を統率する範囲を確定したものと理解する方が蓋然性が高い。

元久下知状に記された諸氏の分布をみると、越智郡北部以西に限定されるという地域的まとまりをもつ。いわゆる道後部にはほぼ限定されるのである。ところで、『子章記』や『子陽河野家譜』には、「伊予国道後

七郡事、為守護職可有管領、道前事者申付佐々木三郎盛綱候也」とか「道後管領事、御本領上者不及子細候」、「伊予国御本領并家人等御進退不可有相違候也」といった、河野通信が幕府より道後支配権を認められていたことを示す古文書が採録されている。もちろん、これらはいずれも偽文書とみられ、その史料的价值は乏しい。しかし、河野氏が西国武士の中にあつて異例の待遇を与えられていたのが事実であることからすれば、これらの史料も鎌倉前期における一定の社会状況を反映しているとみることが不可能ではない。例えば、伊予国守護の権限行使の範囲が限定され、道後部に限つて河野氏にその権限が委譲されるということも決してありえないことではなかったのではないか。それは、単に守護権限の分割・委譲として捉えられるのではなく、国衙支配の構造とかわらせない形で理解される必要がある。

鎌倉幕府の支配は、国衙を中心に形成されていた地域支配秩序をふまえて、それを再編することによって展開していったと考えられる。義江彰夫氏によれば、鎌倉幕府の守護制度は平安末期の諸国国衙において生まれてきた守護人を頼朝の成敗下に組み込み、それを行政の手段に転化していくことにより成立したものであつたとされる。東国の有力在庁のみならず、若狭の稲葉権守守定や安芸の葉山城介頼宗でさえ、開幕当初は守護人に等しいものとして把握されていたのである。しかし、それは同時に彼らの自立性をそぎとる過程を伴うものであり、まもなく稲葉氏や葉山城氏は没落していくことにもなる。

平安末期の伊予国衙の支配構造を考えたとき、平氏支配下で道前・道後という行政管轄の区分がみうけられ、それぞれに目代が置かれていた事実が想起される。しかも、これは平氏支配下でのみ見られる行政区分ではなかったと思われる。例えば、鎌倉末期の応長二（一一三二）年の「大山積神社造管段米支配状」には道前部の国衙領だけが書き上げられ

ており、伊予国衙による段米支配は道前部に限定されていたことがうかがえるのである。また、南北朝期の正平二十三（一三六八）年、河野通堯が府中を制圧した際に国衙の御沙汰始が行われているが、寺社興行の実効範囲は道前部に限定されていたように思われる。その後も、こうした道前・道後という地域区分の存在は認められるところであり、それが河野氏の分国支配の構造に二元的性格を刻印していくことになる。

第一章で述べた通り、河野氏は治承・寿永の乱時に高市氏を討伐・家人化して道後平野の制圧を達成する。恐らく、これによって道後部に關する国務執行権を手中にしたとみられる。こうした事情が、河野氏による御家人統率権に結び付いたのではないか。一般に国衙軍制を繼承するのは守護であり、国内の鎌倉御家人を統率する権限は守護に属すとされる。しかし、伊予における地域支配秩序はかなり多元的である。久米郡・喜多郡や宇和郡では、国衙支配権の一定部分を郡単位で繼承した郡地頭層による支配が展開していた。一方、道後部では河野氏が御家人統率権を掌握していたと考えられる。相互の権限の関連性を明らかにすることは難しいが、少なくとも、国衙及び守護の権限はかなり限定的であり、鎌倉期を通じて道後部における活動の形跡が乏しいのは事実である。河野通信が特別な権限を許された最大の理由が、西国領主の中では異例とも言える將軍家への忠節によって、東国御家人に準ずる地位を得た点にあったことは言うまでもあるまい。

その後、承久三（一二二一）年に起きた承久の乱によって通信は致命的な挫折を経験することになる。通信が京方に立つて挙兵した事情については、いくつかの説明が試みられている。とくにこの点を詳細に論じた山内讓氏は、「元久下知状」にみられる権限を認められていた関係で御家人統率をめぐり守護と確執を生んでおり、守護勢力の排除をめざして挙兵したと想定している。しかし、これを明示する史料は確

認できず、乱後に守護権限が拡大した形跡も明瞭ではない。私見では、ここでもやはり、中央諸権門とのかかりを重視することこそ大切だと考える。『予章記』では、通信が鎌倉を去り上洛・参内したのは、自らが幕府内で度々の名譽を得たのは北条市の縁故によるとする言説に憤慨したためと伝える。もちろんこれを鵜呑みにするわけにはいかないが、治承・寿永の乱と同様に中央諸権門の対立が表面化する中で、西国領主層にとって一族の命運にかかわる選択を迫られたことは事実であろう。京方と幕府の双方に結びつきを保持していた河野氏は、一族を分裂させながらも、大半は京方に与同する道を選んだ。

『予陽河野家譜』には、このとき河野氏とともに挙兵した一二九人の交名が掲げられている。これを「元久下知状」と比較して河野氏武士団の拡大を説く山内氏のような見解もあるが、後者が治承・寿永の乱時の河野氏武士団を示すとは考えにくいことは前述の通りである。また、このときの交名についても、それぞれ別個の族的結合を有した河野・新居・別宮という三つの武士団の集合体が姻戚関係等で結びついて共同歩調をとった姿と捉えられるべきであり、河野氏武士団と同一視することはできない。幕府勢との合戦の結果、通信は敗北して降人となり、奥州に配流されている。これに伴い、『予章記』に「当国他国領所五十三ヶ所、公田六十余町、一族百四十余人、舊領迄被収公訖」とあるように、河野氏はその勢力を著しく後退させた。在来の郡郷司層も少なからず没落し、代わって東国出身の新補地頭たちが多数入部してくる。地域支配秩序は再び大きく改編されることになったのである。

通信と北条時政の娘との間に生まれたとされる通久は、父と立場を異にし鎌倉方に立って参戦した。その功により、乱後は通久の流れが河野氏の家督を受け継いでいく。河野氏の勢力がなお根強いものであったことは、貞応三（一二二四）年正月二十九日、幕府が通久を久米郡石井郷

地頭職に任じ、河野氏相伝の下人と新補地頭との紛争の沈静化をはかった点からもうかがえる。平安末期以来の勢力を有した河野氏は、下人たちと強い恩情関係に結ばれていたのである。とはいえ、かつて通信の有した強大な権限には遠く及ばなかったことは言うまでもあるまい。

ところが、通信の築いた地歩はその後の河野氏の歩みにも多大の影響を及ぼしつづけていく。建武三（一三三六）年二月十八日、建武政権に叛いて九州に落ちのびる途上にあつた足利尊氏は、河野通盛に対して「伊予国河野四郎通信跡所領等、為本領之上者、任先例、可致沙汰」とする御教書を与えている。これは、尊氏が河野氏を自軍に勧誘するにあつて、百年以上も前に没収された通信の所領の回復を約束したものである。このあとも南北朝の内乱期を通じて、通信旧領を安堵する旨を記した文書が南北両朝から提示されている。そこには、通信の築き上げた勢力を回復しようとする願いが河野氏に根強く生き続けたことをうかがうことができる。通信の到達点は、中世後期の河野氏の分国支配にも一定の規定性を与えていくことになるのである。

#### おわりに

平安末・鎌倉初期の社会は、在地領主層を基盤とする新たな権門、すなわち武家権門を生み出す激動期であつた。従来の権門間秩序・地域支配秩序が大きく動揺して新たな安定をみるに至るまで、在地領主たちにとっては幾度かの深刻な選択を迫られることになった。治承・寿永の乱がしかり、承久の乱がしかりである。とくに莊園制が発達し国衙機構も自立性を維持した西国の場合、その判断は一層むずかしかつたにちがいない。

こうした状況の中で、河野氏は平安末・鎌倉初期の激動を功みに生き延びようとした西国領主であつた。治承・寿永の乱、ついで承久の乱に

において、権門間の対立が表面化する中で、河野氏はいちはやく拳兵に及ぶのである。その背景には地域社会における現実的な利害や競合関係があったと考えられるが、同時に武家権門の成立が権門体制や地域社会秩序のあり方を大きく変動させつつあり、在地領主層は権門間の対立に深く巻き込まれることを通じてしか、領主制を維持・拡張することができない歴史的段階に置かれていたのである。

それにしても、治承・寿永の乱時の河野氏の反平氏活動は、治承四(一一八〇)年の末に開始されたと推測され、土佐に配流されていた源希義や紀伊の熊野僧徒、肥後の菊池氏らと並んで西国では異例に早い。ここから源氏との特別な縁故関係を想定する見解が生じることにもなるわけであるが、本稿では何よりも流動的な状況下で機敏に情勢を判断して大胆な賭けに出るといふ河野氏一流の行動様式に注目しておきたい。その前提には、当該期の諸権門の内情に関する丹念な情報収集が踏まえられていたはずである。そして、それは恐らく、西国・瀬戸内海地域において培われた経験、とりわけその海賊衆的な存在形態とも無縁ではなかつたろう。河野通信が通清と安芸の沼田氏の娘との間で生まれたことに示されるように、沿岸領主間の海を越えた交流が認められるのである。河野氏はこうした事情を背景に、武家権門への結集をめぐる政治的選択に成功をおさめ、それによってその後の飛躍的な勢力拡大への道を切り開いたのである。

平氏滅亡後、通信は鎌倉將軍家への奉公に励むとともに、北条氏や二階堂氏とも婚姻関係を結ぶなど、幕府関係者に急速に接近していった。その結果、道後部においては国内御家人の統率権を公認されるなど、東国御家人に準じた位置づけを与えられた。伊予における守護―御家人制は、国衙支配権を分有した河野氏を包摂する形で展開したのである。そこには、西国の地域支配秩序が守護―御家人制を規定していく面と後者

が前者を再編していく面をもに指摘することができよう。そして、こうした経過からは河野氏のしたたかさと卑屈さが同時に読み取れるように思う。

鎌倉幕府が何よりも東国の在地領主層を基盤にした権力であり、それに規定された諸側面を有していたことは明確な事実である。けれども、武家権門の成立が西国領主層にとつても在地支配を確立させる大きな画期となりえたことを見逃すべきではなからう。既に大きな支配権を築いていた東国領主層と違い、西国領主は中央諸権門による複雑な支配の網の目に縛られて独自に勢力を伸ばすことを阻まれていた。彼らにとつて、まさに武家権門の成立こそ在地領主制の自立を果しうる絶好の機会であり、だからこそ一族の命運を賭けた主体的な活動に及ぶことになるのである。

本稿で述べてきた河野氏の歩みは、決して西国領主の普遍的・一般的なあり方ではない。しかし、西国領主が当該期に選びえた一つのコースを示していることも事実であろう。鎌倉幕府の側も、西国への支配権を拡大するに当たって、それぞれの在地状況を十分にふまえながら対応をはかったというべきである。東国勢力が浸透する中で、西国領主の直面した現実と可能性について、一層の追究が望まれる。

そして、さらに重要なのは、武家権門成立によって飛躍的に強化されたであろう在地領主制が、全領主階級による民衆支配のあり方にとのよくな変動をもたらしたか、ということである。東西の在地領主層の地域的差異や内部矛盾を織り込みながら、この課題を解明していくことが求められていよう。

## 注

- (1) 入間田宣夫「守護・地頭と領主制」(『講座日本歴史3中世1』、一九八四年)、同「武者の世に」(日本の歴史7)(集英社、一九九一年)。
- (2) 入間田宣夫「守護・地頭と領主制」(前掲)。
- (3) 畿内・西国の在地領主を地域社会の特質と結びつけて論じたものとして、早くは河合正治「西国に於ける領主制の進展―備後国大田庄を中心に―」(『ヒストリア』一、一九五一年、のち河合『中世武家社会の研究』所収)、三浦圭一「中世における畿内の位置―渡辺惣官職を素材として―」(『ヒストリア』三九・四〇、一九六五年、のち三浦『中世民衆生活史の研究』所収)、戸田芳実「御厨と在地領主」(木村武夫先生還暦記念『日本史の研究』、一九七〇年、のち戸田『初期中世社会史の研究』所収)があるほか、『東と西の語る日本の歴史』(そしえて、一九八二年)や『中世再考』(日本エディタースクール出版部、一九八六年)をはじめとする網野善彦氏の一連の研究、高橋昌明「西国地頭と王朝貴族―安芸国沼田荘地頭小早川氏の場合―」(『日本史研究』二三一、一九八一年)などが重要であろう。
- (4) 田中稔「鎌倉時代伊予国の地頭御家人について」(竹内博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』、一九六九年、のち田中『鎌倉御家人制の研究』所収)、山内謙「伊予国における武士団の成立と展開」(『日本歴史』三七九、一九七九年)。
- (5) 拙稿「中世伊予の開発領主と国衙」(『愛媛大学教育学部紀要 第二部 人文・社会科学』二四―二、一九九二年)。
- (6) 田中稔「鎌倉時代伊予国の地頭御家人について」(前掲)、山内謙「伊予国における武士団の成立と展開」(前掲)。
- (7) 久葉裕可「源平内乱期における河野氏の拳兵」(『伊予史談』二五八、一九八五年)。
- (8) 『子章記』・『子陽河野家譜』など。
- (9) 長寛二年十二月日弓削島荘住人等重解(『平安遺文』三三三三)。
- (10) 『海東諸国記』には、「以与尾遠武紀五州、封清盛之族、賞之」とあり、平治の乱の賞として伊予が平氏一族に封じられたことが記されている。
- (11) 石井進「日本中世国家史の研究」(岩波書店、一九七〇年)。
- (12) 源頼朝下文案(『平安遺文』四一五一)。なお、矢野保が所在した西宇和郡保内町には平家谷という地名や平家神社などがあり、数多くの平家伝説も残されている。
- (13) 五味文彦氏は、藤原邦綱と同隆成の密接な関係(『公卿補任』永萬二年の項)から、邦綱をクーデター後の伊予の知行国主と推定している(『武家政権と荘園制』、『講座荘園史』2、一九九一年)。
- (14) 久葉裕可「源平内乱期における河野氏の拳兵」(前掲)。
- (15) 上浮穴郡小田町寺村の清盛寺や同町白杵の三島神社などに、平氏にまつわる伝承が残されている。
- (16) 拙稿「中世伊予の開発領主と国衙」(前掲)。
- (17) 『与州新居系図』。
- (18) 高橋秀樹「鎌倉期・在地領主層の親族関係―鐙の位置付けをめぐって―」(『学習院史学』二六、一九八八年)。
- (19) 久葉裕可「源平内乱期における河野氏の拳兵」(前掲)。
- (20) 田中稔「院政と治承・寿永の乱」(『岩波講座日本歴史4 古代4』、一九七六年、のち田中『鎌倉御家人制の研究』所収)。
- (21) 田中文英「平氏政権の国衙支配―安芸国のばあい―」(『女子大文学国文篇』二六、一九七五年)。

- (22) 角重始「鎌倉幕府と西国社会」(『史学研究』一八三、一九八九年)。
- (23) 『吾妻鏡』元暦元年八月十七日条。
- (24) 『吾妻鏡』文治元年五月五日条。同年三月九日条にも、「四国事者、義経奉之、九州事者、範頼奉之」と記されており、両者の広域的な支配権が公認されていたことが知られる。
- (25) 『吾妻鏡』文治元年八月二十九日条。
- (26) 六月二十八日源義経書状(『愛媛県史』資料編 古代・中世)一〇五、以下『県史』一〇五のように略記する)。
- (27) 石井進「源平争乱期の八条院周辺―「八条院庁文書」を手がかりに―」(『中世の人と政治』(吉川弘文館、一九八八年)。
- (28) この年の末には、義経の謀反に与同した者たちを尋沙汰するといふ理由で、豊後が頼朝の知行国とされている(『吾妻鏡』文治元年十二月六日条)。
- (29) 石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」(『中世の法と国家』、一九六〇年)、田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」(前掲)。
- (30) 田中氏は、この「地頭」を郡地頭と考えにくい理由として、「罪科のない郡司を止め、短時日の間に御家人を郡毎に郡地頭として補任し、郡司の職務を掌握することが簡単に出来たとすることは疑問である」と述べた。しかし、この「地頭」の中には本領安堵地頭が含まれていたとも考えられるし、あるいは謀反人跡の場合も在地武士独自の判断で発見次第即座に没官措置が行われ、幕府もこれを追認する形で地頭職の補任がなされる場合が少なかつたことが指摘されている(川合康「鎌倉幕府荘郷地頭職の展開に関する一考察」、『日本史研究』二七二、一九八五年)。伊予においてもこうした没官行為が行われたとすれば、河野氏などはその主体にふさわしい存在であつたらう。いずれ

にせよ、この時期、本領安堵地頭や謀反人跡地頭の設置が急速に進められていたと想定することは十分に可能である。

- (31) 五味文彦「武家政権と荘園制」(前掲)。
- (32) 網野善彦「常陸国南郡惣地頭職の成立と展開」(『茨城県史研究』一、一九六八年)。
- (33) 川合康「鎌倉幕府荘郷地頭制の成立とその歴史的 성격」(『日本史研究』二八六、一九八六年)。
- (34) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」(前掲)。
- (35) 謀反人跡地頭の補任が畿内・西国全般に拡大されるのは文治元年末から翌年にかけてと言われる中であつて、伊予の事例はかなり早いものと言えよう。
- (36) 『吾妻鏡』文治元年十二月六日条。
- (37) 『玉葉』文治元年十二月廿七日条。
- (38) 保立道久氏によれば、この書状では平家没官領のみならず、謀反人跡や謀反に対する予防策までを含む頼朝の地頭職尋沙汰権が一般的に主張されているという(保立道久「日本国惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制」、国立歴史民俗博物館研究報告「三九集、一九九二年)。
- (39) 石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」(前掲)。
- (40) 入間田宣夫「郡地頭職研究序説」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』、一九七三年)。
- (41) 拙稿「中世伊予の開発領主と国衙」(前掲)。
- (42) 梶木良夫「平安末期における西国国衙の権力構造―「一國棟梁」の存在をめぐって―」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』下、一九八九年)。
- (43) 拙稿「中世伊予の開発領主と国衙」(前掲)。
- (44) 武蔵国の棟梁江戸重長が「在庁官人并諸郡司等」に「武蔵国諸雑事

- 等」の沙汰を命じているように、東国の郡司層は在庁官人に准ずる地位にあった(『吾妻鏡』治承四年十月五日条)。西国においても、讃岐では平氏から離反して源氏に与した御家人の交名注進状から、「大夫」の称を有する在庁官人の下位に郡司層が位置づけられていたことが知られると言(野中寛文「讃岐武士団の成立」『綾氏系図』をめぐって)、『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年)。
- (45) 『吾妻鏡』建保六年二月二十四日条。
- (46) 拙稿「中世後期の分郡知行制に関する一考察―伊予及び安芸の事例を中心として―」(『愛媛大学教育学部紀要 第II部 人文・社会科学』二十、一九八八年)。
- (47) 元弘三年三月二十八日忽那重清軍忠状(『鎌倉遺文』三二〇六八)。
- (48) 『吾妻鏡』嘉禎二年二月二十二日条。
- (49) 嘉禎四年十月廿八(カ)日橋公連讓状案(『県史』一四九)。
- (50) 山内讓「鎌倉時代の久米郡と北条氏」(『伊予史談』二七〇、一九八八年)。
- (51) 年未詳二月七日沙弥覚一書状(『県史』五三三)。
- (52) 入間田宣夫「郡地頭職研究序説」(前掲)。
- (53) 鈴木国弘『在地領主制』(雄山閣、一九八〇年)。
- (54) 入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両国」(『中世奥羽の世界』、一九七八年)、大山喬平「鎌倉幕府の西国御家人編成」(『歴史公論』5-3、一九七九年)。
- (55) 川合康「奥州合戦ノート―鎌倉幕府成立史上における頼義故実の意義―」(『樟蔭女子短期大学紀要』三、一九八九年)。
- (56) 正応五年八月十日関東御教書案(『鎌倉遺文』一七九八〇)。
- (57) 笠松宏至「徳政・偽文書・吾妻鏡」(『中世の窓』一二、一九六三年)。
- (58) 石野弥栄「河野氏と北条氏―いわゆる元久二年閏七月日関東下知状の再検討―」(『日本歴史』四九九、一九八九年)。
- (59) 『予章記』・『予陽河野家譜』等。通信の妻には、まず伊予の有力在庁新居氏の娘が確認される(『与州新居系図』)。ついで、鎌倉幕府が発足すると通信は在鎌倉の御家人となり、二階堂氏や北条氏の娘と婚姻関係を結んだのである。幕府の要人であり特に政所を主導した両氏への接近がうかがわれる。
- (60) 「新出大山祇神社文書」に残される「元久下知状」写の日付は閏七月七日となっている。
- (61) 八代国治『吾妻鏡の研究』(吉川弘文館、一九一三年)。
- (62) 五味文彦『吾妻鏡の方法―事実と神話にみる中世―』(吉川弘文館、一九九〇年)。また、湯山賢一氏は当該期の関東下知状に網羅的に検討を加え、將軍権力の完全なる代行者としての「執権」であった時政の地位をうきぼりにしている(『北条時政執権時代の幕府文書―関東下知状成立小考―』、小川信編『中世古文書の世界』、一九九一年)。
- (63) 石野弥栄「河野氏と北条氏―いわゆる元久二年閏七月日関東下知状の再検討―」(前掲)。
- (64) 田中稔「鎌倉時代伊予国の地頭御家人について」(前掲)、山内讓「承久の乱と伊予河野氏の動向」(『日本歴史』四一三、一九八二年)。
- (65) 『予陽河野家譜』。
- (66) 田中稔「鎌倉時代伊予国の地頭御家人について」(前掲)。
- (67) 元久二年十一月十二日には、忽那家平の兄兼平が忽那嶋地頭職に補任されている(忽那氏文書案、『県史』五五五)。「元久下知状」に御家人交名的性格がうかがえる点をあわせ考えると、伊予における鎌倉御家人制はこの頃に確立したと言えるかもしれない。
- (68) この文書は、「諸家文書纂」にも収録されている。
- (69) この文書は、荻野惣次郎氏所蔵「筆陳」に含まれている(黒川高明

『源頼朝文書の研究 史料編』、一九八八年、吉川弘文館。黒川氏は、「本文書、検討ノ要アリ」としながらも、比較的正文に近いものとして写真版を掲載している。しかし、すえられた頼朝花押は他に例をみないもので、やはり偽文書とせざるをえないであろう。

(70) 義江彰夫「鎌倉幕府守護人の先駆形態」(『東京大学教養学部人文科学紀要』六六、一九七八年)、同「国衙守護人補考」(『東京大学教養学部人文科学紀要』七五、一九八二年)。

(71) 応長二年三月日大山積神社造営段米支配状(『鎌倉遺文』二四五六三)。

(72) 拙稿「中世伊子の府中・守護所と河野氏」(『社会科』学研究』一五、一九八八年)。

(73) 山内謙「承久の乱と伊子河野氏の動向」(前掲)。

(74) 通信が鎌倉を去って京方に結びついたとされるほか、彼の子息太郎通政は西面武者所に出仕していたと言う(『子章記』)。一方、二階堂氏の娘との間に生まれた八郎通末は幕府の随兵であったと伝えられる(『子章記』)。また、北条氏の娘との間に生まれた通久は承久の乱で鎌倉方に立っており、幕府との結びつきが知られる。

(75) 山内謙「伊予国における武士団の成立と展開」(前掲)。

(76) 貞応三年正月二十九日関東下知状(『鎌倉遺文』三二〇七)。

(77) 建武三年二月十八日足利尊氏安堵状(『南北朝遺文 中国四国編』二五一)。

(平成五年四月二十六日受理)